

「設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)の概要(ポイント)

【勧告先】：文部科学省、厚生労働省 【勧告日】：平成26年6月24日 【1回目の回答日】：平成27年2月3日 【2回目の回答日】：平成28年2月12日 文部科学省
平成28年2月16日 厚生労働省

1 設立の認可に係る審査基準等の見直し－社会福祉法人－

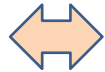
主な勧告事項（調査結果）

- 審査基準上の役員の定数について、必要性、合理性の観点から検討し、整理

法と審査基準との相違について、必要性や合理性に関する考え方の整理が不十分

— 社会福祉法 —

理事3人以上
監事1人以上



— 審査基準 —

理事6人以上
監事2人以上



主な改善措置状況

【厚生労働省】

- 理事の定数を6人以上、監事の定数を2人以上とする内容の社会福祉法等一部改正法案^(注)を第189回国会に提出
(注) 第189回国会において継続審査とされた。

2 財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底－医療法人・社会福祉法人－

主な勧告事項（調査結果）

- 届出の遵守、ディスクロージャーの徹底について指導

財務諸表等の未届、届出内容不十分

(医療法人) 届出なし (37/599)
総会開催日の無記載、
財務諸表間の計数不一致

(社会福祉法人) 届出なし (17/3, 378)
提出期限の超過、提出書類不足、
理事会開催日の無記載

法人各事務所における財務諸表等の備置きなし

医療法人 (20/27)、社会福祉法人 (8/45)



主な改善措置状況

【厚生労働省】

(医療法人)

- 都道府県に対し、法人の財務諸表等の届出及び備置きの状況に応じて指導等を行うよう、関係主管課長会議で要請 (平成27年3月)
- 医療法一部改正法において、一定の基準に該当する法人について会計基準に従った計算書類の作成等を義務付け (平成27年9月)

(社会福祉法人)

- 所轄庁に対し、法人に対する財務諸表等の届出期限の遵守や備置きの徹底等について、関係部局長会議等で指導 (平成27年2月、3月)
⇒ 上記指導を踏まえ、所轄庁では、所管法人の財務諸表等の書類の届出状況を把握し、未提出法人への督促等を実施した例あり。

3 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化 – 学校法人・医療法人・社会福祉法人 –

主な勧告事項（調査結果）

○ 所轄庁と監事との連携、問題認識の共有

所轄庁と監事の連携が不十分、問題認識が共有されていない

- ・ 所轄庁による実地調査で監事監査の実施状況について確認していない都道府県あり（学校法人）
- ・ 所轄庁による指摘（役職員以外への金銭の貸付け、必要な定款変更がないままの新規事業の開始等）を監事監査では問題としていない事例あり（医療法人、社会福祉法人）

- ・ 総会開催の回数に係る規定について、医療法と定款例で齟齬あり（医療法人）

○ 外部監査活用の周知、活用に必要な情報の提供 (社会福祉法人)

- ・ 外部監査の活用実績がある法人（17/52）
- ・ 外部監査が勧奨されていることを知らない法人や、具体的な活用の仕方が分からないとする法人あり

主な改善措置状況

【文部科学省】

(学校法人)

- 都道府県に対し、法人に対する指導内容等の監事への情報提供や業務指導等に努めるよう、都道府県私立学校主管部課長会議で要請（平成27年9月）

⇒ 都道府県が実地調査を行う際、調査結果や所轄庁の指導方針等を監事に直接伝えるなどの取組を実施

【厚生労働省】

(医療法人)

- 医療法一部改正法において、監事を含む法人の役員がその任務を怠った場合の責任を明確にするなど、監事が所轄庁と問題認識を共有することにつながるよう措置（平成27年9月）

- 総会開催に係る定款例を改正し、所轄庁に通知（平成27年3月）

(社会福祉法人)

- 所轄庁に対し、法人の監事との問題意識の共有に努めるよう、関係部局長会議等で指導（平成27年2月、3月）

⇒ 上記指導を踏まえ、所轄庁では、法人監査等の際に、監事監査の実施状況等を確認し、必要に応じて指導を実施した例あり。

- 監事の権限、義務及び責任の明確化を内容とする社会福祉法等一部改正法案^(注)を第189回国会に提出

(注) 第189回国会において継続審査とされた。

【厚生労働省】

(社会福祉法人)

- 一定規模以上の法人について、会計監査人による会計監査の義務付けを内容とする社会福祉法等一部改正法案^(注)を第189回国会に提出

(注) 第189回国会において継続審査とされた。

設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成25年3月～26年6月
- 2 対象機関 調査対象機関：文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省
関連調査等対象機関：都道府県(15)、学校法人(31)、医療法人(29)、社会福祉法人(52)
健康保険組合(31)、厚生年金基金(28)、国民年金基金(16)、企業年金基金(26)
広域臨海環境整備センター(1)

- 【勧告日及び勧告先】 平成26年6月24日 文部科学省、厚生労働省に対し勧告
- 【回答年月日】 平成27年2月3日 文部科学省、厚生労働省
- 【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成28年2月12日 文部科学省
平成28年2月16日 厚生労働省

【調査の背景事情】

- 我が国の法人には、学校法人、医療法人、社会福祉法人等、民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（以下「設立認可法人」という。）が存在。設立認可法人については、税制上の優遇措置が講じられ、その業務に関して補助金等が交付される等、財務面で行政と密接な関係にあるものが多く、公的な性格を有する事業の担い手として、健全かつ安定的で透明性の高い運営を確立することが強く求められるところ
- 近年、設立認可法人における経営破綻等の発覚や財務状況の不透明性に対する指摘がみられる一方で、行政庁による設立等の認可の審査の実態や、組織及び業務の運営に対する指導監督の実施状況、設立認可法人の業務実績については、必ずしも明らかとなっていない状況
- この行政評価・監視は、国所管の設立認可法人のうち、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係があるものを対象に調査を行い、設立認可法人に係る行政の改善材料を提供することを目的として実施

主な勧告事項等	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において定められている役員の定数について、現行のものを、必要性、合理性の観点から改めて検討し、整理した考え方を示すなどの措置を講ずる必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 社会福祉法人の理事及び監事の定数は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、それぞれ3人以上及び1人以上と規定</p> <p><調査結果></p> <p>○ 厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において、理事の定数を6人以上、監事の定数を2人以上とし、社会福祉法の規定を上回る人数で運用</p> <p>→ このような運用について、その必要性や合理性に関する考え方の整理等が不十分</p> <p>2 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出やディスクロージャーの徹底による健全かつ安定的で透明性の高い運営の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 医療法人及び社会福祉法人に対し、財務諸表等の届出について、届出期限、添付書類及び届出書類の記載事項に関し関係法令等を遵守して行うよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。また、所轄庁に対し、届出内容の点検を的確に行うよう指導すること。</p> <p>② 医療法人及び社会福祉法人に対し、関係法令に定めるディスクロージャーを徹底するよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 医療法人及び社会福祉法人は、その根拠法において、財務諸表等の所轄庁への届出や各事務所への備置きが義務付け</p>	<p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒ : 「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 社会福祉法人における役員の定数の取扱いについては、現在、社会保障審議会福祉部会における社会福祉法人制度の見直しの検討の中で、現行の運用上の要件を法律上明記することについて議論している。</p> <p>⇒ 社会福祉法人における役員の定数の取扱いについては、社会保障審議会福祉部会の社会福祉法人制度の見直しにおける役員定数の必要性の観点等を含む検討を踏まえ、社会福祉法人の適正な運営を確保する観点から、理事の定数を6人以上、監事の定数を2人以上とする内容の社会福祉法等の一部を改正する法律案（平成27年4月3日閣法第67号）^(注)を第189回国会に提出した。</p> <p>(注) 第189回国会において継続審査とされた。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→○ 各都道府県に対して、所管の医療法人の事業報告書等の書類の届出及び備置きの状況を確認し、その状況に応じて指導等を行うなど適切に対応するよう、平成26年7月に発出した「設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえた医療法人に対する指導監督の徹底について」（平成26年7月4日付け医政指発0704第1号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「26年7月通知」という。）により要請した。あわせて、各地方厚生（支）局に対しても、26年7月通知を踏まえて、所管の医療法人の事業報告書等の書類の届出及び備置きの状況を確認し、その状況に応じて指導等を行うなど適切に対応するよう指示するとともに、平成26年8月29日に開催された地方厚生（支）局長会議において指導した。</p>

主な勧告事項等	関係府省が講じた改善措置状況												
<p>＜調査結果＞</p> <p>○ 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の所轄庁への届出及び各事務所への備置きが不十分</p> <table border="1" data-bbox="190 304 1093 588"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療法人</th> <th>社会福祉法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出なし</td> <td>37/599法人（ある厚生局の例）</td> <td>17/3,378法人（6厚生局及び14都道府県の状況）</td> </tr> <tr> <td>届出内容不十分</td> <td>総会開催日の無記載、財務諸表間の計数不一致</td> <td>提出期限超過、提出書類不足、理事会開催日の無記載</td> </tr> <tr> <td>備置きなし</td> <td>20/27法人（実地調査結果）</td> <td>8/45法人（実地調査結果）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 所轄庁の中には、法人における財務諸表等の備置きの状況を把握していなかったものあり</p>	区分	医療法人	社会福祉法人	届出なし	37/599法人（ある厚生局の例）	17/3,378法人（6厚生局及び14都道府県の状況）	届出内容不十分	総会開催日の無記載、財務諸表間の計数不一致	提出期限超過、提出書類不足、理事会開催日の無記載	備置きなし	20/27法人（実地調査結果）	8/45法人（実地調査結果）	<p>⇒○ 医療法人については、平成27年3月10日に開催された医政局関係主管課長会議において、各都道府県に対し、26年7月通知を踏まえ、所管の医療法人の事業報告書等の書類の届出及び備置きの状況に応じて指導等を行うなど、適切に対応するよう、改めて要請した。</p> <p>また、平成27年9月28日に公布された医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）において、医療法人の経営の透明性を高めるため、一定の基準に該当する医療法人の計算書類について、会計基準に従った作成、公認会計士等による外部監査の実施、公告等が義務付けられた。</p> <p>なお、地方厚生（支）局が所管する医療法人の監督等に係る事務・権限については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）に基づき、平成27年4月1日から医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事へ移譲されている。</p> <p>勧告を踏まえ、都道府県知事に権限移譲されるまでの期間に、地方厚生（支）局において、所管法人（1,081法人）のうち事業報告書等が未提出の法人に対し、督促を行った結果、平成27年3月31日時点で全法人から事業報告書等が提出された（休眠状態の法人を除く。）。</p> <p>→○ 都道府県、地方厚生（支）局等の所轄庁の関係者が出席する全国厚生労働関係部局長会議（平成27年2月23日開催予定）及び社会・援護局関係主管課長会議（例年3月頃開催）において、所轄庁を通じた社会福祉法人に対する財務諸表等の届出期限の遵守についての指導や所轄庁における届出内容の審査の徹底について指導することとしている。あわせて、所轄庁を通じた社会福祉法人に対する事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等の備置きの徹底についても指導することとしている。</p> <p>⇒○ 社会福祉法人については、都道府県、地方厚生（支）局等の所轄庁の関係者が出席する全国厚生労働関係部局長会議（平成27年2月23日開催）及び社会・援護局関係主管課長会議（同年3月9日開催）において、所轄庁を通じた社会福祉法人に対する財務諸表等の届出期限の遵守についての指導や所轄庁における届出内容の審査の徹底について指導した。あわせて、所轄庁を通じた社会福祉法人に対する事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等の備置きの徹底についても指導した。</p> <p>なお、各会議における指導を踏まえ、所轄庁において次のような取組が行われている例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所管法人の財務諸表等の書類の届出状況を把握し、未提出法人への督促
区分	医療法人	社会福祉法人											
届出なし	37/599法人（ある厚生局の例）	17/3,378法人（6厚生局及び14都道府県の状況）											
届出内容不十分	総会開催日の無記載、財務諸表間の計数不一致	提出期限超過、提出書類不足、理事会開催日の無記載											
備置きなし	20/27法人（実地調査結果）	8/45法人（実地調査結果）											

主な勧告事項等	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化 (勧告要旨)</p> <p>1 文部科学省は、学校法人の監事監査機能の充実を図る観点から、所轄庁たる都道府県に対し、当該法人に対する指導内容等に関する監事への情報提供や業務指導等に努めることについて要請する必要がある。</p> <p>2 厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人の監事との連携により、所轄庁の指導監督の効果を上げる観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 所轄庁に対し、医療法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・要請すること。また、定款例における総会開催に係る規定のような指導の基準となるものについて、監事や所轄庁の担当者等の認識を踏まえ、必要な考え方の整理や見直しを行うこと。</p>	<p>等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所轄庁に届出のあった財務諸表等の書類の内容の点検を行い、不備の点を指摘 ・ 所管法人の財務諸表等の備置き状況を把握し、備置きが実施されていない法人に対して指導を実施 <p>(文部科学省)</p> <p>→ 高等学校以下の私立学校の所轄庁である都道府県に対し、学校法人に対する指導内容等に関する監事への情報提供や業務指導等に努めるよう、文部科学省が主催する都道府県私立学校主管部課長会議（平成26年9月5日開催）及び都道府県が主催する都道府県私立学校事務担当者会議（47都道府県を3地域に分け、各地域内の都道府県が持ち回りで主催する会議であり、毎年文部科学省の担当者も出席。平成26年9月12日に栃木県、10月17日に高知県、11月7日に長野県で開催）において、要請を行った。</p> <p>⇒ 引き続き、平成27年度においても、高等学校以下の私立学校の所轄庁である都道府県に対し、学校法人に対する指導内容等に関する監事への情報提供や業務指導等に努めるよう、文部科学省が主催する都道府県私立学校主管部課長会議（平成27年9月3日開催）において、要請を行った。その結果、実際に、所轄庁である都道府県が、学校及び法人本部を訪問し、実地調査を行う際、調査結果や所轄庁としての指導方針等を監事に対して直接伝えるなどの取組がみられた。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 各都道府県に対して、医療法人に対して指導監督を行うに当たっては、監事による監査の実施状況を確認するとともに、指導内容について監事と問題意識を含めて共有するよう、26年7月通知により要請した。あわせて、各地方厚生（支）局に対しても、26年7月通知を踏まえて、医療法人に対して指導監督を行うに当たっては、監事による監査の実施状況を確認するとともに、指導内容について監事と問題意識を含めて共有するよう指示するとともに、平成26年8月29日に開催された地方厚生（支）局長会議において指導した。</p> <p>また、定款例における総会開催に係る規定について、平成26年度内に見直しを行う方向で検討している。</p> <p>⇒ 医療法人については、平成27年9月28日に公布された医療法の一部を改正す</p>

主な勧告事項等	関係府省が講じた改善措置状況
<p>② 所轄庁に対し、社会福祉法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・助言すること。また、都道府県における監事監査に係る手引書等の作成や研修の開催等の事例を踏まえ、所轄庁に対し、社会福祉法人の監事との連携の強化に役立つ情報を提供すること。</p>	<p>る法律において、監事を含む医療法人の役員がその任務を怠った場合の責任を明確にするなど、医療法人の適切な運営の確保が図られ、監事が当該役職についてこれまで以上に責任をもって取り組み、所轄庁と問題認識を共有することにもつながるよう措置された。</p> <p>また、定款例における社員総会開催に係る規定について、医療法との整合性を確保する観点から、平成27年3月31日に改正^(注)し、「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の監督等に係る事務・権限の移譲等に伴う医療法人の定款例等の改正等について」（平成27年3月31日付け医政発0331第3号）により所轄庁に周知した。</p> <p>(注) 社員総会に関しては、医療法第48条の3第2項において、「少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。」と規定されているが、定款例においては「定時総会は毎年2回、〇月及び〇月に開催する」となっており、齟齬があったため、これを「定時総会は毎年〇回、〇月に開催する。」と改正した。</p> <p>なお、上記の地方厚生(支)局長会議を踏まえ、各地方厚生(支)局が、法人から提出された監事監査報告書を確認し、法人を指導した際、①監事と問題認識を共有するほか、②理事長に対し、監事を含む役員全体と問題認識を共有するよう併せて指導するなど、適切に指導監督を行った。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 前述の全国厚生労働関係部局長会議及び社会・援護局関係主管課長会議において、所轄庁に対して、社会福祉法人の監事との問題意識の共有に努めるよう指導・助言することとしている。あわせて、社会福祉法人の監事との連携の強化に役立つ情報についても、所轄庁に対し情報提供することとしている。</p> <p>⇒ 社会福祉法人については、前述の全国厚生労働関係部局長会議及び社会・援護局関係主管課長会議において、所轄庁に対し、所管法人の監査の際に監事の同席を求めるなど監事との問題認識の共有に努めるよう指導した。また、同会議において、他の都道府県等における監事監査マニュアル等を参考に監事監査の手引書の作成や研修の実施等を行うことにより、監事の資質向上を図るよう都道府県を指導した。なお、都道府県等における監事監査マニュアル等についても、「都道府県等における社会福祉法人の監事監査マニュアル等の情報提供について」（平成28年2月5日付け事務連絡）により、所轄庁に対し情報提供した。</p> <p>また、各会議における指導を踏まえ、所轄庁においては、法人監査等の際に、監事監査の実施状況等を確認し、必要に応じて指導がなされている例がみられる。</p> <p>なお、監査報告の作成義務や、理事、職員に対する事業報告の要求に関する</p>

主な勧告事項等	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 厚生労働省は、社会福祉法人における外部監査の活用について今後も指導を行う場合には、外部監査の活用についての認識の共有を図る観点から、社会福祉法人に対し、所轄庁を通じて、「社会福祉法人審査基準」の周知と、これまでの活用実績を踏まえて、契約の際に定めるべき監査の目的や範囲など実際に外部監査を活用しようとする場合に必要情報の提供を行う必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設立認可法人に置かれる監事は、その根拠法の定めるところにより、当該法人の業務及び財産の状況の監査、理事等に対する意見陳述等の職務を実施 ○ 厚生労働省は、社会福祉法人の財産状況等の監査について、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を「社会福祉法人審査基準」において勧奨 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設立認可法人の監事と所轄庁との連携が不十分であり、問題認識が共有されていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所轄庁による実地調査において監事監査の実施状況について確認していない都道府県あり（学校法人） ・ 所轄庁による指摘（役職員以外への金銭の貸付け、必要な定款変更がないままの新規事業の開始等）を監事監査では問題としていない事例あり（医療法人、社会福祉法人） ○ 厚生労働省は、社団たる医療法人の定時社員総会について、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい旨を定款例に示し、当該法人に指導 <ul style="list-style-type: none"> → 医療法(昭和23年法律第205号)の規定や公益社団法人の例を踏まえると、定款例の見直しの余地あり ○ 社会福祉法人における外部監査の活用が不十分 	<p>権限など監事の権限、義務及び責任を明確化する内容の社会福祉法等の一部を改正する法律案^(注)を第189回国会に提出した。 (注) 第189回国会において継続審査とされた。</p> <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 社会福祉法人における外部監査の活用については、現在、社会保障審議会福祉部会における社会福祉法人制度の見直しの検討の中で、一定規模以上の法人における会計監査人の活用について議論している。 ⇒ 社会福祉法人における外部監査の活用について、一定規模以上の法人に会計監査人による会計監査を義務付ける内容の社会福祉法等の一部を改正する法律案^(注)を第189回国会に提出した。 (注) 第189回国会において継続審査とされた。

主な勧告事項等	関係府省が講じた改善措置状況
<p>活用実績のあるもの：17/52 法人</p> <p>→ 活用実績のない法人の中には、そもそも「社会福祉法人審査基準」の存在を認識していないものや、外部監査を受ける際の契約において監査の目的や範囲についてどのように定めるべきか分からないとするものあり</p>	